［12］ 生活指導規程

1　服装規定

(1)　学生服について

ア　男子

(ｱ)　冬服は学校指定の制服（上下学生服，長袖カッターシャツ）とし，学生服襟の右側に校章，左側に科章をつける。【図-1，図-4】

(ｲ)　中間服は冬服の学生服上衣を除いたものとする。　【図-2】

(ｳ)　夏服は学校指定の半袖シャツと学生ズボンとする。【図-3】

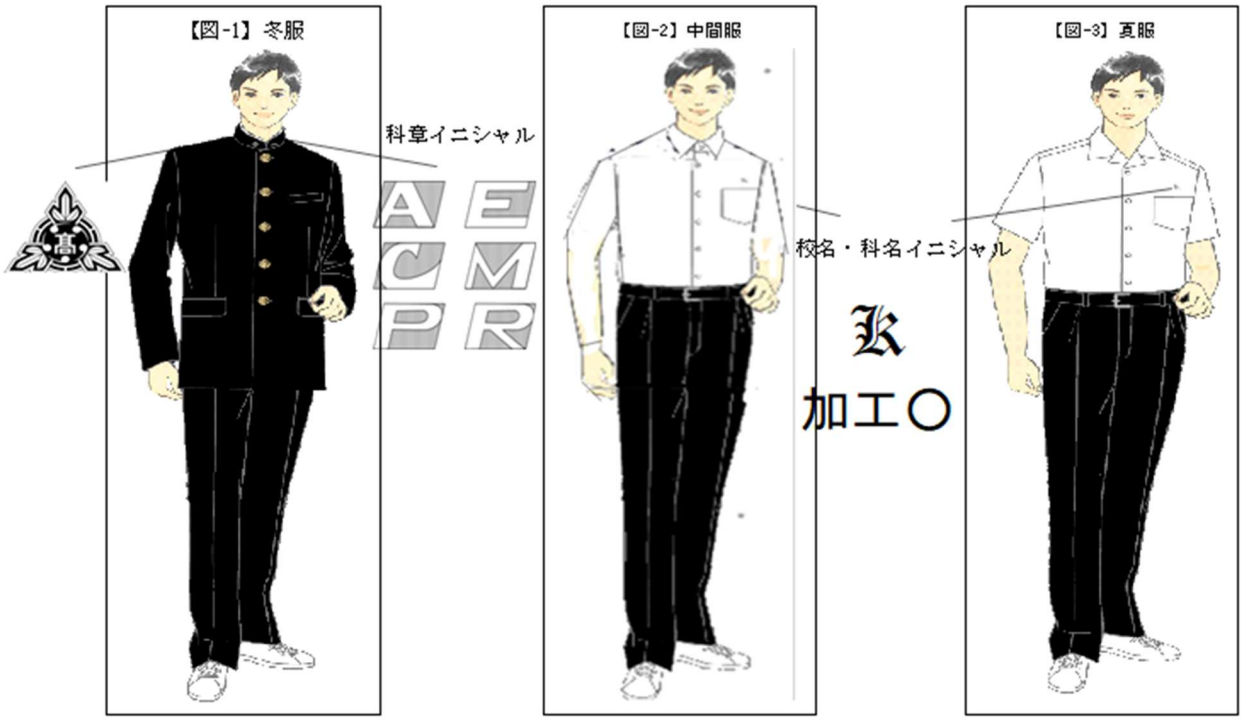

※　シャツの下部（すそ）はズボンの中に入れる。

※　イニシャルの色は科章の学年を表す色に合わせる。

【図-4】科章・学年章

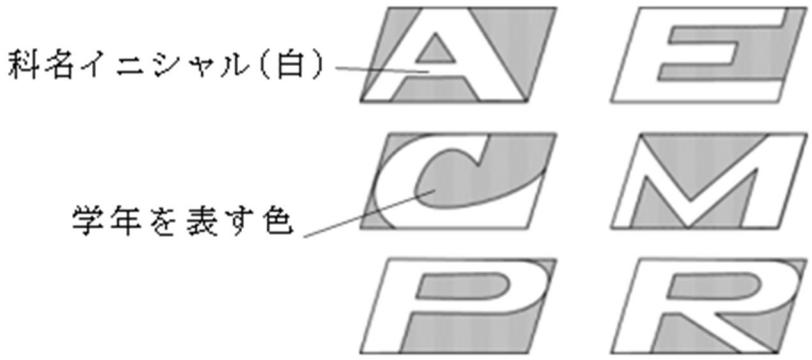

※　学年別色分けについて

黄色　→　青色　→　赤色

(以後ローテーションとする。)

※　学科別イニシャル

建築科　　・・・Ａ（Architecture）
工業化学科・・・Ｃ（Chemistry）
土木科　　・・・Ｐ（Public Engineering）
電気科　　・・・Ｅ（Electricity）
機械科　　・・・Ｍ（Machine）
電子科　　・・・Ｒ（Radio）

校章



女子校章



イ　女子

(ｱ)　冬服は学校指定の制服（ブレザー，ブラウス，スカートとリボン，またはスラックスとネクタイ）とし【図-５】，ブレザーの胸ポケットに校章，左襟に科章をつける。【図-４】

(ｲ)　中間服は冬服のブレザーを除いたものとする。【図-６】

(ｳ)　夏服は学校指定の半袖ブラウス，スカートとリボン，またはスラックスとネクタイとする。【図-７】



【図-5】冬服　　【図-6】中間服　　【図-7】夏服

(ｴ)　スカートの丈はひざがかくれる程度の長さとする。

(ｵ)　女子のクールビズ（リボン，ネクタイ着用の緩和）については，６月～１０月までとする。

ウ　その他

(ｱ)　学校指定制服等は，一切の変形を認めない。改造したものについては，元通り直すか再購入する。**【図-9】**

(ｲ)　更衣の時期は設けない。気候の変化に合わせて生徒自身で判断する。

(ｳ)　学校指定セーターは原則として，中間服および冬服のみ着用を認める。冬期の儀式時は必ず制服を着用（正装）する。また，指定セーター以外の防寒着着用は認めない。【図-9】

【図-9】



(2)　ベルトについて

ベルトは，幅３cm 前後の黒・紺・茶系のものとする。（華美でないこと）

(3)　肌着について

肌着については，白・黒・紺・ベージュ・灰で無地(ワンポイント可)とする。ただし，襟元から見えてはいけない。

(4)　制靴について

ア　通学靴は，屋外用運動靴，または学校指定の黒色の革靴とする。

イ　屋外運動靴とは，下記条件を同時に満たす運動靴とする。

(ｱ)　靴の色は，白色を基調(全体の７割以上)とする。靴ひもの色は，白・黒・紺とする。

(ｲ)　紐付きで，紐を通す穴の数は１列で６～７穴程度のものとする。（マジックテープ式可）

(ｳ)　靴底の厚さは３cm 以下とする。

(ｴ)　靴の深さはくるぶし程度とする。

(5)　靴下について

ア　靴下については，白色を（ワンポイントは可）を基本とし，黒・紺色・灰色も認める。ただし，くるぶしが隠れない丈のソックスは禁止。

イ　女子生徒のハイソックス・ルーズソックスは禁止。ただし，冬季は黒のタイツを着用してもよい。

(6)　手袋およびマフラーについて

ア　手袋については，華美でないものを使用してもよい。ただし，校舎内では着用しない。

イ　マフラー・ネックウォーマーは，華美でないものとする。ただし，校舎内では着用しない。

(7)　コートおよびジャンパーについて

ア　女子については，学校指定のスクールコートのみ認める。ただし，校舎内では着用しない。

イ　自転車および単車通学生については，ウインドブレーカーを認める。ただし，校舎内では着用しない。

(8)　カバンおよび補助バッグについて

ア　カバンは，学校指定の黒色の学生カバンとする。

イ　補助バッグとして，スポーツバッグ・ナップサックを使用してもよいが，色・デザインとも華美でないものとする。ただし，補助バッグのみの登校は認めない。

(9)　装飾品等について

ア　ピアス・指輪・ネックレス等は使用しない。

イ　腕輪やひもなどを付けたりしない。

ウ　化粧等はしない。日焼け止め，リップクリーム等を使用する場合は，無色透明なものに限

る。

【制服等の修理や再購入に関する問合せ先】
科章，女子校章，男子制服ボタン……校内売店，エビスヤ(株)
制服（女子リボン含む），学生カバン ……エビスヤ(株) TEL 62-3131

2　頭髪規定

(1)　男子

ア　髪の長さは自然に静止した状態で，前髪は眉にかからない，後髪・横髪は耳・襟にかからないように短くし整髪する。整髪料を使用する場合は無香料とする。【図-10】

イ　もみあげ（さがり）の長さは，耳の下のラインまでとする。【図-10】

(2)　女子

ア　髪の長さは，前髪は眉がかくれない，後髪はブレザーの襟下までとする。襟下を超える場合はゴム（黒・紺・茶）でひとつに結ぶ。【図-11】

イ　華美なヘアーピンの使用は禁止する



【図-10】男子の頭髪基準

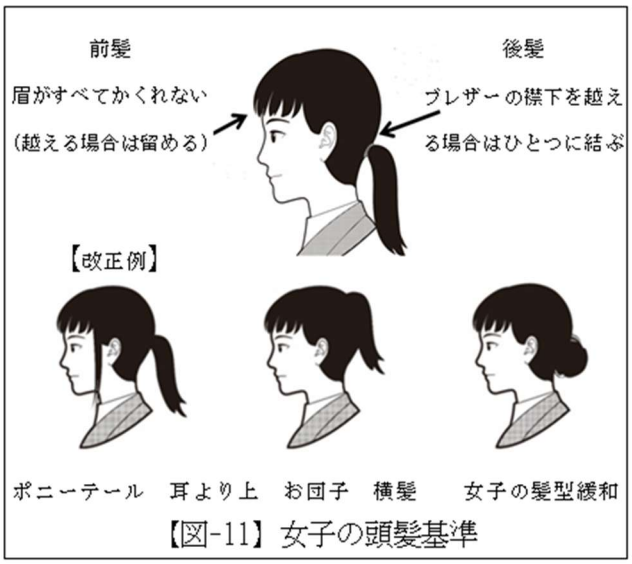

【図-11】女子の頭髪基準

(3)　男女共通

ア　過度に髪の長さを部分的に変える，段差を付ける，機器等を使用したと思える髪型にするなど，不自然な状態にせず，いつでも面接試験に対応できる状態にすること。

イ　染毛・パーマは，特別な理由がない場合，禁止である。染毛やドライヤー使用等で髪が変色した生徒は原則として，変色の部位がとれるまで短く整髪し続けさせ，黒染め等は行わない。頭髪服装最終指導時に自毛の状態を確認し，変色が確認できなくなれば，継続的な指導から除外する。

(ｱ)　特別な理由があって染毛する場合は，学級担任を通じて学科の係へ相談し，係会で意見交換をした後に承諾する。

(ｲ)　染毛や変色が極端な場合は，やむを得ず黒染めの指導を行う場合がある。その際は，学級担任より保護者への理解や承諾のための連絡を行う。

ウ　規定に違反した場合は，係の指示に従うこと。

令和７年４月一部改定

3　頭髪服装指導

(1)　実施方法

ア　各学期開始時とその後１ヶ月半程度おきに実施する。

イ　頭髪服装指導の１週間前に，担任や部顧問・各科の生活指導係を通じて告知および事前指導を行う。また，事前指導の前に風紀委員会を開催し，事前指導について風紀委員へ指導や連絡を行う。

ウ　全校（学年，科）朝礼時に頭髪服装指導を実施する。

エ　１回目の頭髪服装指導で不合格の生徒は，１週間後にある頭髪服装再指導を受ける。

オ　頭髪服装再指導で不合格の生徒は，週末にある頭髪服装最終指導を受ける。

カ　頭髪服装最終指導で不合格の生徒は，第１号様式「頭髪服装に関しての改善依頼書」配布するので，指導箇所を改めて翌出校日の SHR 終了後に点検を受けるか，改善できないときは保護者同伴で来校し,今後の指導について生活指導係と協議する。

（2）指導の流れ

頭髪服装指導（本指導）※前の週に「事前指導をします」	
時　間	全校（学年，科）朝礼後
場　所	体育館（各指定場所）
検査者	担任団（学科内で学年間をローテーションする場合もある）
内　容	頭髪・服装・染毛・眉・ピアス
備　考	○　眉の不合格者は，担任による継続指導 ○　染毛・ピアスの不合格者は，生活指導係による継続指導

↓

頭髪服装再指導	
時　間	放課後
場　所	会議室
検査者	生活指導係（各学科で実施）
内　容	頭髪・染毛およびピアス継続指導者
備　考	○　再指導３回目からは，指導後に生徒指導室で特別学習を受ける。

↓

頭髪服装最終指導	
時　間	職朝後
場　所	会議室
検査者	生活指導係全員
内　容	頭髪・染毛およびピアス継続指導者
備　考	○　不合格者には生徒指導主任指導とする

↓

主任指導	
時　間	職朝後か終礼後　担任と各科係が引率
場　所	生徒指導室　主任職員室
検査者	主任　担任　各科係
内　容	頭髪・染毛およびピアス継続指導者
備　考	○　不合格者には生徒指導主任指導とする。指導にのらない場合は，保護者来校指導を行い，今後の指導方法について協議する。

4　遅刻手続き等

(1)　規程

始業時刻（８時 35 分）までに教室に入室できない生徒は遅刻者として，「入室許可証」による手続きを済ませてから入室させる。

※　時刻のチャイムが鳴り終わった時点で教室にいないと遅刻となる。

(2)　手続き

ア　事務室前ホールに置いてある「入室許可証」に名前・理由などを記入する。

イ　普通科職員室の教頭先生のところで，「遅刻記録簿」に日付・時刻を記入する。

※　事前に遅刻の連絡をしてある生徒は，日付・時刻を〇で囲む。

ウ「入室許可証」と「遅刻記録簿」の両方に教頭先生から確認印（サイン）をもらう。

※　教頭先生が不在の場合は，普通科職員室の先生からもらう。

エ「入室許可証」を持って教室へ行き，教科担任に提出し，確認印（サイン）をもらう。

オ　授業終了後，休み時間を利用して「入室許可証」を担任へ必ず提出する。

※　担任は確認印を押して，保管する。

(3)　きちんと手続きをしない生徒の対策

ア　担任は，出席簿で欠席か遅刻かを確認し，あいまいな状態にしない。遅刻の場合は「入室許可証」が提出されているかどうか確認する。

イ　教科担任は，「入室許可証」なしに教室へ入れない。「入室許可証」なしに教室へ入ろうとした場合は，手続きをしてから入るように指導する。

(4)　遅刻回数の多い生徒に対する指導

ア　遅刻回数が月に６回以上の生徒は，担任と遅刻理由について協議して，指導が必要な場合は保護者面談・校長指導を行う。

イ　生徒指導部は定期的に「遅刻記録簿」をチェックし，遅刻の多い生徒に対する適切な指導が行われるように配慮する。

入室許可証

校長・教頭	教科担任	担　任

鹿児島県立加治木工業高等学校

[　　] 科 [　　] 年 [　　] 組 [　　] 番
氏名 [　　]

下記の理由により，遅刻しましたので，入室を許可願います。
※　自然災害等（大雨・台風・大雪等）によるＪＲ・バスの遅れの場合による遅刻は届けを提出する必要はありません。

記

1　日　　時　令和 [　　] 年 [　　] 月 [　　] 日
[午前・午後] [　　] 時 [　　] 分
2　通学方法　[電車・自転車・単車・徒歩・その他]
3　出身中学校　[　　] 中学校
4　理　　由　[　] 自己の寝坊等による遅刻
[　] 腹痛・頭痛等の体調不良
[　] 通学手段による遅刻
[乗り遅れ・パンク・燃料切れ・自損事故・その他]
[　] 病院へ治療にいったため
[　] その他の理由 [　　]
5　手続き方法
・ＳＨＲ時の場合　教頭（教務）　→　担任か副担任
・授業時の場合　教頭（教務）　→　教科担任
※　教科担任は休み時間に担任へ報告するように指導する。
6　出席簿への記入方法（記入後，出席簿に挟んでおく。）

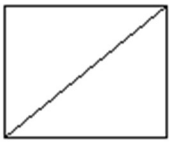

「入室許可証」を受け取ったら



5　許可を必要とする事項

項　　目	手　　続　　き
(1) 外出	生徒→学級担任
(2) 対外試合	生徒→学級担任
(3) 異装	生徒→学級担任
(5) アルバイト	生徒→学級担任→部顧問（部活動生徒のみ）→生活指導係（所属学科）→教頭→校長→生活指導係（所属学科）
(6) 旅行	生徒→学級担任
(7) 校外活動 ア　キャンプ・登山・サイクリング・集会等 イ　政治的活動	第３号様式「校外活動届」を提出する。 ア　届け出制とする。場合によっては審議することもある。 イ　校外での活動は，学校生活に支障のない範囲で午後８時までに帰宅することを条件に届け出制とする。校内での活動は禁止する。
(8) 原付免許の取得	生徒→学級担任→科の交通指導係→交通指導係の長→教頭→校長
(9) 単車・自転車通学	生徒→学級担任→科の交通指導係→交通指導係の長→教頭→校長
(10) 自動車学校への入校	生徒→学級担任→科の交通指導係→交通指導係の長→教頭→校長

※ 申込用紙は各係のところにあります。

6　その他確認事項

(1)　校内生活

ア　８時 30 分までには教室に入るように登校する。（始業時刻は８時 35 分）

イ　下校時や校内において指定セーター姿での生活を認めるが,儀式の際は必ず制服を着用する。

ウ　学校指定以外のセーターやカーディガン，トレーナー等の着用は認めない。発見したらすべて預かる。

エ　長袖シャツ着用時は袖のボタンを締める。また，シャツ出しや腰パンスタイル，タオルを首や肩に掛ける等の見苦しい服装等をしない。

オ　学生カバンは指示のない限り毎日持って登校する。補助バック（リュックサック，部活動バック）のみでは登校しない。

カ　教科書類は毎日持ち帰る（残置物の禁止）。ただし，国語辞典，英語辞典は置いてもよい。

キ　体育館シューズは学校（教室，女子は更衣室も含む）に残してもよい。

ク　実習服の管理については，各科の指導に従う。

ケ　校外への外出は，特別な場合（金融機関や印紙等の購入等）以外は認めない。

※　外出許可は担任が外出許可証に押印する。

コ　学校生活や学習環境に不必要なもの（ウエラブル端末等も含む）を持参しない。発見した場合，指導の対象とする。

サ　歯磨きは１棟１階ではしない。

(2)　校外生活

ア　ゲームセンターやインターネットカフェ，ビリヤード場，または法律上未成年の立ち入りが禁止されている施設への出入りは禁止。

イ　カラオケボックスへの立ち入りは,保護者同伴で午後 10 時までとする。

ウ　保護者の承諾のない夜間外出，深夜徘徊，外泊をしない。

7　携帯電話・スマートフォンに関する規程

(1)　校内持ち込み規定

携帯電話・スマートフォン（以下，携帯電話等）の校内持ち込みは原則禁止する。ただし，保護者から緊急連絡用として校内持ち込みの申請があった場合は，以下に掲げる「校内所持条件」と「校外所持心得」を遵守することを条件に許可とする。

本規程は，生徒・保護者の緊急連絡用に必要であるという強い要望に応えるものである。

(2)　校内所持条件

ア　校内では電源を切りカバンへ収納し，使用したりしない。

イ　フィルタリングを必ず設定する。

ウ　自己責任のもと管理する。

(3)　校外所持心得

ア　校外においても保護者との連絡手段という持ち込み目的に沿った使用を心がけ，使用する必要がある場合もマナーやモラルを守る。

イ　公共交通機関等で，使用制限のある場所では使用しない。

ウ　歩きながら・自転車・バイクを運転しながらの使用はしない。また，イヤホン等をつけて運転は絶対にしない（自転車・バイクは安全運転義務違反）。

エ　携帯電話等の SNS 等に起因する事件事故が多発していることを認識し，情報モラルを遵守し，被害者にも加害者にもならないように努める。

オ　夜 10 時以降は携帯電話等を使用しない「アフター10 運動」を推奨する。

(4)　指導規定

指導期間とは，携帯電話を封筒に入れて保護者に返却し預かってもらう期間をいう。指導解除後は，保護者の責任のもと，生徒へ返却する。また，当日返却の場合も家庭との連絡をとる。

ア　『許可願』を提出している場合

	1 回目	2 回目	3 回目
指導者	担任団	科生指	生指主任
保護者来校	×	○	○
指導期間	当日返却	5 日間	1 週間

※　指導期間は目安である（イ，ウ同様）。指導対象となる生徒の普段の生活態度などから多少の増減がある場合もある。ただし，生徒間で不公平を感じることがないように配慮する。

イ　『許可願』を提出していない場合

	1 回目	2 回目	3 回目
指導者	担任団	科生指	生指主任
保護者来校	×	○	○
指導期間	当日返却	5 日間	1 週間

※　1 回目の違反後『許可願』を必ず提出させる。

※　ただし，1 回目の返却に関しては「反省文」の提出も求める。

ウ　授業中に使用していた場合（『許可願』の提出・未提出を問わず）

	1 回目	2 回目	3 回目
指導者	担任団	科生指	生指主任
保護者来校	○	○	○
指導期間	5 日間	1 週間	1 週間

(5)　手続き方法

ア　第４号様式「携帯電話等校内持ち込み許可願」に必要事項を記入し，署名する。

イ　担任に提出した時点で，持ち込み許可が完了となる。

ウ　電話番号に変更があった場合は担任に届けること。担任は「許可願」の電話番号を変更して保管する。

(6)　確認事項

ア　電源を切っている携帯を所持していた場合の指導について
必ず電源を切ってカバンにしまうように指導する。

イ　カバンの中で着信音やバイブ音が鳴った場合の対応について
口頭で注意し，電源を切るように指導する。

ウ　使用する必要が出た場合について
必ず職員に許可を取り，科職員室等で職員の管理の下使用させる。

エ　違反回数カウントについて
違反回数のカウントは担任が行い，１回目の指導は担任が進め２回目以降は各科の生活指導係が指導する。

オ　使用（所持）が発覚した際の指導の流れについて
校内での使用（所持）については下記の要領で指導を行う。

(ｱ) 発見した職員がその場で預かるか，担任の所へ連れて行く。

(ｲ) 生徒自身に携帯電話を専用の封筒に入れさせ，担任が生徒へ渡す。生徒は，帰宅後に保護者へ預ける。

(ｳ) 担任から保護者へ連絡し，保護者預かりの日数等の指導内容を説明する。指導日数については，保護者の指導監督に任せるものとする。２回目以降は各科の生活指導係にも連絡し，保護者来校指導の日程調整を行う。

(ｴ)　考査中の使用（所持）は，不正行為とみなし，校内規定に照らし別途指導する。

カ　校外での使用に対する指導について
歩きスマホ・自転車・バイクを運転しながらの使用（イヤホン使用を含む）やゲームでの使用など，学校周辺における見苦しい使用状況についてはその場で指導する。特に自転車・バイク運転中の使用（イヤホン使用を含む）は法令等で禁止されている行為なので厳重に注意する。

令和８年１月一部改定

8　アルバイトについて

(1)　アルバイト規程

ア　アルバイトは許可制とする。

イ　長期休業（夏・冬・春）中および年末年始郵便局のアルバイトは，本人・保護者からの申請により，許可条件に照らし合わせて許可する。

ウ　卒業考査終了後の自宅学習期間のアルバイトは，長期休業中と同様の扱いとし，本人・保護者からの申請により，許可条件に照らし合わせて許可する。

エ　通年でのアルバイト（特別許可）については，本人・保護者および担任からの第６号様式「特別アルバイト申請理由書」による申請により，家庭の経済状況等を検討した上で，その必要が認められると判断した場合に原則として土・日曜日に許可する。ただし，定期考査一週間前と考査中は禁止とする。

オ　牛乳，新聞配達は担任に届ける。（届け出制）

(2)　許可条件

ア　目的が明確であること。

学費，部活動，修学旅行，検定料，習い事，自動車運転免許取得費用など目的が明確であること。また，３年生自宅学習期間については，赴任旅費，赴任後の生活費用の目的も含む。単なる預金目的は許可しない。

イ　仕事内容が健全かつ安全であること

高所，地下作業をはじめ，危険が予想される仕事や飲食接待業で，法令で禁止された仕事等，生徒指導上の問題発生の可能性があるものは許可しない。

ウ　勤務時間が明確で規程に合っていること。

終了時刻が明示され（終了は 17 時まで），日没までに帰宅できること。また，３年生の自宅学習期間については原則として土・日曜日で，平日の場合は 16 時以降からとし，21 時までに帰宅すること。

エ　アルバイト期間は次の通りとする。

夏季休業中 20 日間以内，冬季・春季休業中７日間以内とする。ただし，年末年始郵便局でのアルバイトは，公共性も高いことから期間については特に規定しない。

オ　原付バイクの使用は認めない。

原付バイクを使用する仕事に従事することはもちろん，自宅から勤務先への移動も原付バイクの使用を認めない。ただし，年末年始郵便局でのアルバイトについては，郵便局からの使用許可申請があった場合にのみ許可する。

カ　学習と部活動の両立に努める。

３年生自宅学習期間についても学習に努め，出校日は必ず登校すること。

キ　欠点科目が３科目以上の生徒は許可しない。

(3)　手続きおよび報告書の提出

上記許可条件のもと，保護者承認の上，担任に相談した後，各科の生活指導係に申し出て，下記の流れで所定の手続きをする。アルバイト中は必ず「許可証」を携行し，アルバイトが終わったら速やかに第７号様式「アルバイト報告書」を係に提出する。また，特別アルバイトは年度ごとに更新する。

【許可申請の流れ】

第５号様式「アルバイト許可願」（特別アルバイトの場合は第６号様式「特別アルバイト申請理由書」も含む）　→　本人・保護者印　→　事業所印　→　担任印　→　部顧問印（部活動生のみ）　→　各科生活指導係印　→　教頭印　→　校長印　→　各科生活指導係が「許可証」の発行

※　アルバイト終了後，第７号様式「アルバイト報告書」の提出

第３号様式

生指主任	科生指	担　任

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

鹿児島県立加治木工業高等学校長　殿

校　外　活　動　届

この度，以下の内容で校外活動をいたします。校外活動に関する全ての責任は保護者が負います。

1　校外活動名　----------

2　活動内容　----------

3　期間および時間　＿＿月＿＿日＿＿曜～＿＿月＿＿日＿＿曜（＿＿）日間

4　活動場所　----------

5　生徒氏名　＿＿＿科＿＿年＿＿組＿＿番 氏名＿＿＿＿＿＿

6　保護者氏名　住所----------

氏名(自筆)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

第４号様式

令和　　年　　月　　日

鹿児島県立加治木工業高等学校学校長　殿

携帯電話等校内持ち込み許可願

このたび，以下の理由で携帯電話等を学校内へ持ち込むことを希望しますので許可をお願いします。

なお，許可を受けるにあたり，貴校より配布される別紙「携帯電話・スマートフォンに関する規定について」を遵守します。また，携帯電話に関する一切のトラブル（紛失・破損などを含む）については自己責任とします。

１　持込理由：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　確認事項（以下について，〇印の記入をお願いします）

・フィルタリング設定をしている　　はい　・　いいえ

・家庭内ルールを決めている　　はい　・　いいえ

３　保護者氏名（自筆でお願いします）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　生徒氏名（自筆でお願いします）

科　　年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　電話番号（変更後は届けること）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第５号様式

校　長	教　頭	科生指	部顧問	担　任

許可 No.＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

鹿児島県立加治木工業高等学校長　殿

〔・夏季休業中　・冬季休業中　・春季休業中
・年末年始郵便局　・３年自宅学習期間　・特別〕

アルバイト許可願

この度，以下の内容でアルバイトをいたします。アルバイトに関する全ての責任は保護者が負いますので，許可くださいますようお願いいたします。

1　アルバイト先　----------

2　仕事内容　----------

3　賃　　金　----------

4　賃金の使途計画　----------

5　期間および時間　＿＿月＿＿日＿＿曜～＿＿月＿＿日＿＿曜（＿＿）日間

＿＿時＿＿分～＿＿時＿＿分　1日当たり（＿＿）時間

6　生徒氏名　＿＿＿科＿＿年＿＿組＿＿番　氏名＿＿＿＿＿

7　保護者氏名　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自筆)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【雇用者側証明】

上記生徒について，事故防止はもとより健全な勤労精神の育成に留意し，勤務における責任は全て雇用者側で負います。

※　郵便局における原付バイク使用特別許可申請　　□あり　　□なし
（✓印をいれてください）

雇　用　者　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

第６号様式

特別アルバイト申請理由書

[本　人]

[保護者]

[担　任]

[13] 交通指導規程

1　交通安全規程

(1)　歩行者と車両（自転車・単車）使用者が交通安全を守り，健全な学校生活，社会生活が送れる　　ようにするため規定項目を設ける。

(2)　単車・自動車運転免許の取得は制限する。

(3)　通学に使用する単車は原則として許可しない。真にやむを得ない事情であることが認められる　　場合，所定の手続きにより使用を許可する。

(4)　ＪＲ・バス等の公共交通機関利用者は，常に車内外（駅構内を含む）のルールを守り，利用者　　の公益，安全に寄与する。

2　交通規定要項

(1)　歩行者について

ア　交通道徳を守り，他人に迷惑をかけるような行為は厳に慎むこと。

イ　歩道がある場合は必ず歩道を通行し，車両等の通行を妨げてはならない。

(2)　自転車の通学および使用について

ア　自転車通学距離は，学校までの生徒は２㎞以上を原則とするが，部活動等を考慮して許可す　　る。また，駅・バス停までの生徒も許可する。ただし，届出・許可制とする。

※車体検査の上，許可証を交付する。

イ　自転車を使用する場合は，次の事項を守り安全につとめる。

(ｱ)　自転車損害賠償保険に加入し，防犯登録がしてあること。

(ｲ)　自転車通学生は，許可証を自転車の後ろの泥除け部分につける。

(ｳ)　常に安全整備で使用する。

(ｴ)　並列走行を禁止する。

(ｵ)　２人乗りを禁止する。

(ｶ)　ながらスマホ･イヤホンの使用は禁止する。

(ｷ)　雨天時は雨カッパを使用する。（傘さし運転は道路交通法違反行為）

(ｸ)　ハンドルに荷物を下げない。

(ｹ)　交差点での右・左折時の注意を怠らず，また路上で斜め横断をしない。

(ｺ)　ドロップハンドル，片足スタンド等は禁止。後ろに荷台が付いていること。

(ｻ)　夕方以降の無灯火運転は禁止する

(ｼ)　二重ロックをすること。

(ｽ)　校内での乗車は禁止する。

(ｾ)　交通法規・交通道徳を厳守する。

(ｿ)　自転車用ヘルメットを着用する。

(3)　単車の通学使用について

ア　通学は自転車通学の困難な地区で，公共交通機関の利用が不便な地区とする。（距離と道路状況を合わせて考え，許可・不許可の判断をする。）

(ｱ)　単車通学を許可している地域

・蒲生方面：蒲生高校以遠　　・吉田方面：吉田麓以遠

・加治木：永原地区，辺川地区　　・溝辺，陵南地区

・山田方面：北山，上名，木津志　　・福山方面：亀割峠以遠

・国分方面：木原地区

・最寄りの駅まで急な坂道が多く距離が長い(５㎞以上)所は審議する。

(ｲ)　部活動条件で許可している地域

・姶良ニュータウン　　・小山田地区

イ　20㎞以上の場合は原則として途中の駅，バス停留所までとする。
ウ　通学用単車の排気量は50㏄以下（スクーター型カブメイトを含む）とする。ただし，ノークラッチ型に限る。
エ　単車を使用する場合は，次の事項を守り安全につとめる。
(ｱ)　単車通学生は許可証（プレート）を車体のナンバーの裏に取り付ける。
(ｲ)　ヘルメットは白色のフルフェイス型かジェット型を着用し，校章とステッカーの蛍光テープを貼る。半キャップ型は認めない。
フルフェイス型(許可)　　ジェット型(許可)　　半キャップ型（不可）
(ｳ)　免許取得は通学用に限定して許可しているので，通学以外での使用は認めない。
(ｴ)　単車（排気量の大小を問わず）の２人乗りは，通学時はもちろん，その他の場合でも禁止する。
(ｵ)　常に安全整備で使用する。
(ｶ)　自動車賠償責任保険加入済みの単車を使用する。また，任意保険にも極力加入することを勧める
(ｷ)　運転時は制服を着用する。
(ｸ)　単車の貸借をしない。
(ｱ)　通学用単車の購入は，所定の手続きにより通学許可を得てからにする。
(ｺ)　交通法規，交通道徳を遵守する。

(4)　列車・バス等公共交通機関利用者について
ア　生徒相互協力して，車内外（駅構内を含む）のルールの確立に積極的に参加する。
イ　次の事項を守り高校生の品位を損ずることなく，安全確保に努める。
(ｱ)　定期券の不正使用はしない。
(ｲ)　乗り降りは順序正しく。改札口や乗降口では１列に並んで割り込みをしない。
(ｳ)　飛び降り，飛び乗りはしない。乗車の際は入り口をふさがず，中央へ積極的につめる。
(ｴ)　車中では，秩序を守り安全に心がけ，老人・幼児等には努めて席をゆずり，他人に迷惑をかけないように努める。
(ｵ)　駅・車内の施設の愛護に努めると共に，駅の業務や車両運転の障害になるような行為はしない。
(ｶ)　駅・車内での非行は厳に戒める。

(5)　自動車は，通学途中はもちろんのこと，その他においても使用してはならない。

(6)　運転免許受験および運転練習について
ア　単車運転免許受験については下記の項目を遵守する。
(ｱ)　単車運転免許試験を受験する場合は，保護者連署の上，学級担任に届け，担任・交通係・校長の承認で許可される。
(ｲ)　単車運転免許試験の受験は許可を受けた生徒で，夏・冬・春の長期休暇を利用する。高校入試期間中は許可しない。
(ｳ)　単車免許の受験は排気量50㏄までとし，自動二輪の受験は原則認めない。
イ　普通四輪車免許受験については下記の項目を遵守する。
(ｱ)　普通四輪車の練習開始は，第３学年の二学期末考査以降とする。その場合，平日は放課後からとし，夜間は19時30分を超えてはならない。
(ｲ)　自動車学校入校を希望する生徒は，所定の手続きを経て許可される。
(ｳ)　運転免許の受験は，卒業式以降とする。
(ｴ)　自動車学校の入校手続きについては，各年度ごとに合同説明会を開催する。
(ｵ)　服装は常時，制服とする。

(7)　通学用自転車・単車の通学許可手続きについて

ア　自転車を利用する生徒は，保護者連署の願いにより，担任･交通係の承認を経て許可される。

イ　単車を利用する生徒は，保護者連署の願いにより，担任･交通係･校長の承認を経て許可される。

(8)　道路交通法やここに定める規定事項に違反したり，事故を生じた場合には，速やかに学級担任にその旨，届け出ること。

3　指導措置

人命尊重と遵法精神を育成するために，道路交通法，規定事項に違反した生徒に対し次の指導を行う。

(1)　通学に自転車・単車を利用している生徒は，通学許可を取り消す事がある。

(2)　違反行為については交通係会で原案を作り職員会議で審議の上，校長が決定し適切な指導をする。

4　手続き・許可証

(1)　通学用自転車・単車の通学許可願い様式は，所定の用紙による。

(2)　運転免許（単車・自動車）受験および運転練習許可願い様式は，所定の用紙による。

(3)　自転車・単車の通学許可証は下記のとおりとする。

ア　自転車の許可証はステッカーになっており，車体の後部（泥除け部分）の見えやすい位置に貼る。

イ　単車の許可証はプレートになっており，ナンバーの裏に取り付ける。

(4)　通学許可証

ア　自転車許可証　　イ　単車通学許可証　　ウ　ヘルメット用校章ステッカー







後部の見やすいところ(泥除け)に貼る　　ナンバーの裏に取り付ける　　ヘルメットの額部分につける

平成 20 年 4 月より適用する
平成 31 年 4 月・令和 3 年 4 月一部改定
令和 7 年 4 月一部改定

第１号様式

自転車係	科交通係	担　任

１　学校までの通学
２　途中までの通学
（いずれかの番号に○をつける）

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

鹿児島県立加治木工業高等学校長　殿

＿＿＿＿＿＿科＿＿＿年＿＿＿組＿＿＿番

生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自転車通学許可申請書

下記の理由により，通学に自転車を使用したいと思いますので，申請いたします。

１　理　　由 ……

……

……

……

２　住　　所 ……市・郡……

……

自治会名 ……

３　使用区間 ……自　宅　～……（約＿＿.＿＿km）

４　使用する自転車　メーカー ……

車体番号（刻印）……　　防犯登録番号 ……

自転車用ﾍﾙﾒｯﾄ認証ﾏｰｸ　SG・JCF・CE1078・CPSC・ASTM・WG・GS　いずれかに○印をつける

※防犯登録が未登録および自転車用ヘルメットが無い場合は申請できませんのでご注意ください

許可番号	

5　自転車を使用する通学路の地図

※　始点(自宅)と終点(学校または途中の駅等)の経路をを朱書きで示しなさい。

※　市販の地図等のコピーを貼付しても構いません。

※　主な交差点，目印になる建物等も記入し，これら主地点までの距離も記入すること。

北

※　途中までの場合，自転車を駐輪する場所は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(駅・バス停・宅)
具体的に図示すること。

第２号様式

自転車係	科交通係	部顧問	担任担任

所属部活動

部

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

鹿児島県立加治木工業高等学校長　殿

＿＿＿＿＿＿科＿＿＿年＿＿＿組＿＿＿番

生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自転車通学特別許可申請書

下記の理由により，通学に自転車を使用したいと思いますので，申請いたします。

1　理　　由 ----------

2　住　　所 ＿＿＿＿市・郡----------

自治会名 ----------

3　使用区間 自　宅　～----------(約＿＿.＿＿km)

4　使用する自転車　メーカー----------

車体番号(刻印) ---------- 防犯登録番号 ----------

自転車用ﾍﾙﾒｯﾄ認証ﾏｰｸ　SG・JCF・CE1078・CPSC・ASTM・WG・GS　いずれかに○印をつける

※防犯登録が未登録および自転車用ヘルメットが無い場合は申請できませんのでご注意ください。

許可番号	

5　自転車を使用する通学路の地図

※　始点(自宅)と終点(学校または途中の駅等)の経路をを朱書きで示しなさい。

※　市販の地図等のコピーを貼付しても構いません。

※　主な交差点，目印になる建物等も記入し，これら主地点までの距離も記入すること。

北

※　途中までの場合，自転車を駐輪する場所は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(駅・バス停・宅)
具体的に図示すること。

単車通学許可願

学校長	単車通学係	科交通指導係	担任

【学校側記入】

受験許可日	令和　　年　　月　　日
通学開始日	令和　　年　　月　　日

(申請時)	ふりがな
科　　年　　組　　番	氏　名

通学区分	□ 自宅⇔学校
☑で選択	□ 自宅⇔最寄り駅等　駅名等

受験予定日	令和　　年　　月　　日(　)
原付講習予約日	令和　　年　　月　　日(　)

単車通学を必要とする理由	部活動許可	部顧問
	部	㊞

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

加治木工業高等学校長　殿

私は，単車(第一種原動機付自転車)を使用しての通学について，下記の事項を厳守し，交通安全に努め，学校通学規則を遵守することを約束いたします。

1．単車通学生として，特別に許可されたことを自覚し，通学目的以外での単車使用はしません。【私的な使用(乗り回し，ツーリング，買い物など)の禁止】
2．単車の貸し借りは，絶対にしません。【無免許運転幇助等の防止】
3．常に点検整備を行い，安全運転に努めます。【違法な改造，不要な改造，不要な装飾をしない】
4．道路交通関係法令および交通に関する学校の規定を遵守します。【交通違反防止や交通マナーを守る】
5．申請書類に虚偽の事実が判明した場合は，通学許可の取り消しを含む学校の指導に従います。

上記事項が守られなかった場合は，単車通学許可の取り消しを含む学校の指導に従うことを誓います。

・生徒氏名　　保護者署名　　㊞

現住所　鹿児島県

－－－－－－－ 免許証取得後に記入 －－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

ここに運転免許証のコピーを張り付ける

(免許証のコピーは学校でできます)

通学に使用する単車

登録番号票(ナンバープレート)			
メーカー・車種名称		色	
自賠責保険の保険期間			
令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日			
任意保険の保険期間			
令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日			

通学経路	自宅　～	距離(片道)	.　km
単車乗車の所要時間(片道)	(登校時の乗車時間)　約　時間　分		

通学経路の地図　【自宅から学校(最寄り駅等)までの通学経路を記入する【地図アプリ等の地図を印刷し貼付を推奨】

近所に本校へ単車通学をしている生徒(卒業生を含む)がいたら記入してください。

科　年　組	科　年　組	科　年　組
氏名	氏名	氏名

【学校側記入】

手続き完了日	令和　年　月　日(　)	学校許可番号
受領金額	円　□プレート　□ステッカー	
特記事項		

第4号様式

校長	教頭	事務長	科交通係	担任

令和６年度

自動車教習所入校許可願

鹿児島県立加治木工業高等学校

校　長　　福　岡　幸　彦　殿

普通自動車免許取得のため自動車教習所に入校したいので，許可をくださるようお願いします。また，学校が自動車教習所に対して教習状況等を問い合わせすることに対して同意します。

科・学年・組・番号	科　３年　　組　　番
生　徒　氏　名	
生　年　月　日	平成　　年　　月　　日　生
原付免許所持	無・有（番号　　）
保護者氏名	印

自動車教習所	
入校予定日	年　　月　　日　　曜日

学校処理欄　　受理日　　年　　月　　日（　　）

許可番号　（　　）

（※　生徒の申請は担任，交通係までです。）